

## 旅費及び諸経費支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下、「本会」という）の旅費及び諸経費の支給についての必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則の中でいう役員とは、会長、副会長、理事、監事である。  
2 旅費及び諸経費とは、交通費、宿泊費、日当、会議費等である。

### (支給基準)

第3条 役員が本会の用務で旅行した場合は、旅費及び諸経費を支給できる。  
2 本会の用務とは、次のものをいう。  
理事会、都道府県士会長会議への出席、関係団体の式典への出席、監督官庁への訪問、等  
3 役員以外の者が本会の用務で旅行した場合は、役員に準じた旅費及び諸経費を支給できる。

### (交通費)

第4条 交通費は、最も経済的な公共交通機関により旅行した場合の費用により計算する。  
2 自動車を利用した場合は、別表1による交通費を支給し、住所地からの距離が片道30km以上の場合は、有料道路料金を支給できる。  
3 その他の交通機関を利用する場合は、その実費を支給できる。

### (宿泊費)

第5条 本会の業務により宿泊が必要な場合には、宿泊費を支給する。  
2 宿泊費の額は、別表2による実費を支給する。

### (日当)

第6条 本会の業務のために出張した場合には、日当を支給する。  
2 日当の額は、別表3による定額とする。

### (会議費等)

第6条 会議には、会議費等が支給できる。  
2 会議費は、1人1回につき1,500円を上限とする。  
3 その他必要な経費については、実費を支給できる。

### (支給額の調整)

第7条 会長がこの規程で定める旅費及び諸経費の支給が予算上困難であると判断した場合は、理事会と協議し支給額を減額することができる。  
2 本会以外から旅費及び諸経費が支給されている場合は、本会からの支給は行わない。  
3 出張中の災害または事故等のため滞在を必要とした場合は、その実費を支給することができる。  
4 その他、この規程で定められていない事項については、理事会で協議し定める。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

### 附則

- 1 この規程は、平成22年12月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成24年7月1日より一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成25年4月1日より一部改正により施行する。

別表 1

	交通費	摘要
自動車による旅行	100 円／5km	距離は、住所地から出張地までの最短経路による往復距離とする。 5km 未満は、切り捨てて計算する。
有料道路料金	実費	原則として片道 30km 以上の場合に支給する。

別表 2

役職名	宿泊費
会長、副会長	8,500 円／泊
理事、監事、部長	8,500 円／泊
部員	8,500 円／泊

別表 3

役職名	日当
会長、副会長	1,500 円
理事、監事、部長	1,500 円
部員	1,500 円